

三田 市長 様

## 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う要請書

日頃より保育・子育て支援行政へのご尽力に敬意を表します。

10月から実施が予定されている幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、すべての子どもに格差なく、質の高い保育を保障する立場から、以下について要請いたします。

### 1. 給食食材費（副食費）の取り扱い、実費徴収について

- ①給食食材費（副食費）を無償にしてください。または負担軽減を行ってください。
- ②給食食材費（副食費）額が施設間でばらつくことがないようにしてください。
- ③給食食材費（副食費）の徴収が保育施設の負担とならないよう、市の責任で必要な措置を講じてください。
- ④給食食材費（副食費）への助成が行えるよう、県や国に財政的支援を要請してください。

### 2. 無償化実施にかかわる認可外保育施設等への対応について

- ①子どもの安全のために、無償化の対象となる認可外施設を限定する条例を制定してください。
- ②無償化の対象となる認可外施設に対して、指導援助の強化や巡回支援指導員の配置をすすめてください。
- ③認可外施設の認可化促進など、条件を整えた認可保育所等の整備をすすめてください。
- ④認可外施設の指導監督権限を持つ県に対し、立ち入り調査の徹底など指導監督体制と市へ支援の強化を要請してください。

### <理由>

これまで保育料の一部として市が徴収していた、3～5歳児（2号認定）の給食食材費（副食費）は無償化の対象とならず、新たに保護者負担として施設が実費徴収することになりました（副食費の目安として、国は月額4500円を示していますが、最終的には各施設で設定することとなっています）。本来、給食は保育から切り離すことができないものであり、無償化の対象とすべきです。また公的な保育にもかかわらず各施設の徴収額が異なるのは問題です。

さらに、各施設で実費徴収することになれば、滞納への対応を含め、多忙化する保育現場にさらに負担を強いることとなります。

このことから、給食食材費（副食費）の取り扱いについては、保護者ならびに保育現場の負担を軽減する観点から、保育の実施責任を負う市としての適切な対応が求められます。

第二に、認可外保育施設については、当面5年間は経過措置として認可外指導監督基準を満たさなくても無償化の対象になります。ただし、市において、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項による条例を制定すれば、指導監督基準を満たす施設を対象を限定することができます。指導監督基準は、子どもの安全を守る観点から、基準を達成していない施設を排除対象にするとしていました。このことを考慮すれば、条例化が必要です。

あわせて、認可外施設に対する指導監督の強化、認可化への支援も含めた保育の提供体制の整備も求められています。

以上の理由から、上記について要請いたします。

2019年8月17日

〒650-0017

神戸市中央区楠町5-2-9

兵庫県保育所運動連絡会

会長増田百代